

建設業に従事される皆様は建設業労働災害防止協会長野県支部が実施する講習会を受講しましょう！

令和5年9月

## 事業主殿

主催 建設業労働災害防止協会長野県支部  
(長野労働局登録教育機関 登録番号第7号 有効期間 2024年3月30日迄)

# コンクリート造の工作物解体等作業主任者技能講習会 開催の御案内

今般、下記により標記の講習会を開催することと致しましたので、受講希望者は各分会（4頁参照）へお申し込み下さい。なお、下請等関係者にも御周知下さい。

### 記

#### 1. 開催月日及び場所、締切日及び定員

| 開催日時               | 場所                  | 締切日   | 定員  |
|--------------------|---------------------|-------|-----|
| 令和5年12月5日(火)～6日(水) | 松筑建設会館<br>松本市島立 996 | 11/24 | 50名 |

※定員に達した時点で締切りますので、お早目にお申込みください。  
※受講希望者が少ない場合は、中止になる可能性があります。

**※駐車場が狭いため、お車は相乗り等でご来館下さい。**

#### 2. 講習時間割及び科目

|             |             |  |
|-------------|-------------|--|
| 1<br>日<br>目 | 8:50～9:00   | ・開講                                      |
|             | 9:00～12:10  | ・コンクリート造の工作物の解体又は破壊に関する知識(専門知識)          |
|             | 13:00～17:10 | (休憩 午前・午後 各10分)                          |
| 2<br>日<br>目 | 8:50～9:00   | ・開講                                      |
|             | 9:00～12:10  | ・工事用設備、機械、器具等に関する知識 (関連知識)<br>(休憩 午前10分) |
|             | 13:00～14:30 | ・作業者に対する教育等に関する知識 (教育指導)<br>(休憩 5分)      |
|             | 14:35～16:05 | ・関係法令 (休憩 5分)                            |
|             | 16:10～17:10 | ・修了試験                                    |

(※各日とも12:10～13:00は昼休み)

この講習会は、CPDS(全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度)及びCPD(日本建築士会連合会の継続学習制度)に申請いたします。※受講申込書のCPDS受講証明「用紙・カード・不要」のいずれかに○印をして下さい。(○印のない場合、用紙の発行は致しません。また、CPDSカードをお持ちの方のみ、カードに○印をして下さい。)なお、CPDS及びCPDをカード申請される方は当日必ずカードをお持ち下さい。(CPDの申請はカード申請のみです。)

※CPDS申請について、一部科目免除で受講された方は対象外とさせていただきます。全科目受講された方のみを対象に建災防長野県支部で申請致します。

※CPDS・CPDの要・不要にかかわらず、合格者全員に後日修了証を発行いたします。

3. 受講料及びテキスト代 ※テキスト代が改定されました

| 受講料                    |                          | テキスト代   | 注) テキストは講習会第1日目受付でお渡しします。 |
|------------------------|--------------------------|---|---------------------------|
| 全科目<br>10,300円<br>(税込) | 一部科目免除<br>8,300円<br>(税込) | コンクリート工作物解体工事の作業指針<br>2,310円<br>※会員受講者には建災防より無償配布します。 |                           |

受講料及びテキスト代は、受講申込の際に納入して下さい。(※納入後の受講料はお返しできません。)

なお、諸条件を満たすと「人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)」の対象となる場合があります。詳細は長野労働局ホームページをご覧ください。(問合せ先：長野労働局 職業安定部 職業対策課 ☎026-226-0866)

4. 受講申込方法等 (詳細は建災防長野県支部 ☎026-228-7200 又は各分会(4頁参照)まで)

- ①所定の申込書(各分会に備付、ホームページからの印刷も可)に所要事項を記入し、受講料及びテキスト代金を添えて会員は所属の分会へ、非会員は最寄りの分会へお申し込み下さい。
- ②申込書には写真(6ヶ月以内に撮影した無背景上三分身正面脱帽・縦4.5cm×横3.5cm)(パスポートサイズ)2枚(裏面に氏名記入)を貼付して下さい。(写真は修了証作成時にも使用します。)
- ③本人確認の為、運転免許証・健康保険証・パスポート・登録教習機関発行の各種講習修了証・官公庁発行の各種免許証のいずれかの書類の写しを添付して下さい。  
※外国籍の方は、在留カードの写しを添付して下さい。
- ④「受講票」は、申し込み受付の際に交付しますので、受講当日会場受付に提示して下さい。

5. 申込書の記入要領等 (詳細は建災防長野県支部 ☎026-228-7200 又は各分会(4頁参照)まで)

- (1) 申込書左上部欄外及び受講票の種目欄に受講講習名(「コンクリート造の工作物解体等」)を記入して下さい。受講資格欄の記入に誤りが生じた場合は必ず「事業主訂正印」により訂正して下さい。
- (2) 「受講資格」欄は後記7の受講資格を参照し、「区分」欄のいずれの資格に該当するかを表示するとともに、その経歴等を次の例のように記入して下さい。
  - ①の場合 ○年○月からコンクリート造の工作物解体作業に従事現在に至る。
  - ②の場合 ○年○月○○高校(又は大学：専門学校は不可)○○科を卒業、○年○月からコンクリート造の工作物解体作業に従事現在に至る。(作業に関連した学科の卒業証明書の写を添付する事：経験年数が2年以上で3年に満たない者)
  - ③の場合 ○年○月職業能力開発促進法に基づくとび科の職業訓練を修了、○年○月からコンクリート造の工作物解体作業の従事現在に至る。
- (3) 「事業主証明」欄は、その記入事実を事業主が証明する欄です。受講申込者が事業主本人の場合は、第三者による証明が必要です。本人による証明は認めません。  
また、団体長の証明につきましても認めませんので、第三者による証明が必要です。  
(例：元請事業主、第三者等)
- (4) 「受講科目の一部免除」欄は後記8の免除項目に該当する者について免除科目を確認の上、受講される科目を○で囲み、その資格に関し確認ができる書面(修了証のコピー等)を添付して下さい。この場合は受講時間、受講料が軽減されます。  
なお、申し込み時に書面の添付のない場合、免除は認められません。
- (5) 申込氏名欄の「旧姓又は通称」併記希望者は、以下の添付書類を添えてお申し込みください。  
旧姓：戸籍謄本、旧姓を併記した住民票、運転免許証のうちいずれか  
通称：住民票

## 6. その他

- ①申込受付後の受講日の変更・取消し及び受講料・テキスト代の返金は原則として認めておりません。なお、業務の都合等により受講できない場合、受講者の変更は可能です。(受講資格のある者に限ります。)
- ②講習日に欠席、遅刻・早退または途中外出等をし、講習科目の一部を受講しない場合は修了証の交付はできません。遅刻等しないようご注意ください。
- ③修了証は、修了試験合格者に対し講習会約3週間後の発行となり、申込の分会を通して交付します。
- (受講者本人の受領確認のため、修了証交付時には、受領印等を分会にご持参下さい。)

## 7. 受講資格

| 区 分  | 項 目                     |
|--|-------------------------|
| ① 満21歳以上の者であって、右の欄に掲げる作業について、3年以上の実務経験を有する者  | コンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業   |
| ② 学校教育法による大学、高等専門学校又は高等学校において、右の欄に掲げる学科を卒業し、その後2年以上①に示す実務経験を有する者                     | 土木又は建築に関する学科            |
| ③ 厚生労働大臣が定める者<br>職業能力開発促進法（旧職業訓練法）による各種養成訓練において、右の欄に掲げる訓練科目を修了し、その後2年以上①に示す実務経験を有する者 | とび科（解体専攻のもの）の職業訓練を修了した者 |

## 8. 受講科目の一部免除

| 受講の免除となる者  | 免除講習科目   |
|--|--|
| 1. 前記7の表の③の欄に掲げる者                                  | ・ 専門知識（1日目）<br>・ 関連知識（2日目 9:00～12:10）                            |
| 2. 職業能力開発促進法に基づく能力開発訓練において、とび科の職業訓練科目を修了した者（前記8の③） | ・ 同 上  |
| 3. 職業能力開発促進法に基づく検定職種のうち、とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者     | ・ 同 上  |
| 4. 職業能力開発促進法に基づく免許職種のうち、とび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者    | ・ 専門知識（1日目）<br>・ 関連知識（2日目 9:00～12:10）<br>・ 教育指導（2日目 13:00～14:30） |

「コンクリート造の工作物解体等作業主任者」を選任することが必要な作業は、次のとおりとされています。

(労働安全衛生法施行令第6条15号の5)

◎コンクリート造の工作物（その高さ5メートル以上のものに限る。）の組立、解体又は変更の作業

問合せ先 建設業労働災害防止協会長野県支部（略称「建災防」）<http://www.choken.or.jp/kensaibou>  
 〒380-0824 長野市南石堂町 1230 長建ビル TEL 026-228-7200

申し込み先(建災防長野県支部 各分会)

| 名 称         | 所 在 地                               | TEL          |
|-------------|-------------------------------------|--------------|
| 建設業労働災害防止協会 |                                     |              |
| 長野県支部南佐久分会  | 〒384-0301 佐久市臼田 1989 南佐久建設会館内       | 0267-82-2044 |
| 〃 佐久分会      | 〒385-0053 佐久市野沢 325-2 佐久建設会館内       | 0267-63-3505 |
| 〃 上小分会      | 〒386-0014 上田市材木町 1丁目 2-31 上小建設会館内   | 0268-24-8133 |
| 〃 諏訪分会      | 〒392-0022 諏訪市高島 4丁目 2720-1 諏訪建設会館内  | 0266-52-0459 |
| 〃 伊那分会      | 〒399-4511 上伊那郡南箕輪村 8304-518 伊那建設会館内 | 0265-72-3197 |
| 〃 飯田分会      | 〒395-0034 飯田市追手町 2丁目 676-3 飯田建設会館内  | 0265-22-3681 |
| 〃 木曾分会      | 〒397-0001 木曾郡木曾町福島 4371-12 木曾建設会館内  | 0264-22-2579 |
| 〃 松筑分会      | 〒390-0852 松本市島立 996 松筑建設会館内         | 0263-47-1170 |
| 〃 安曇野分会     | 〒399-8205 安曇野市豊科 4948-2 安曇野建設会館内    | 0263-72-2568 |
| 〃 大北分会      | 〒398-0002 大町市大町 1124 大北建設会館内        | 0261-22-0173 |
| 〃 更埴分会      | 〒387-0006 千曲市大字粟佐 1229-6 更埴建設会館内    | 026-273-0212 |
| 〃 須坂分会      | 〒382-0098 須坂市墨坂南 4丁目 17-13 須坂建設会館内  | 026-245-0803 |
| 〃 中高分会      | 〒383-0042 中野市大字西条 957 中高建設会館内       | 0269-22-3076 |
| 〃 長野分会      | 〒380-0936 長野市岡田町 124-1 長水建設会館内      | 026-227-6226 |
| 〃 飯山分会      | 〒389-2255 飯山市大字静間 307-2 飯山建設会館内     | 0269-62-2579 |

松 筑 建 設 会 館 へ の 案 内 図

